

# コーポレート・ガバナンス報告書

2025年7月30日

エム・デー・ビー株式会社

代表取締役社長 下茂 奉文

問合せ先：総務部長 倉田 乾一

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。

株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。

このような認識に基づき、当社は、法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
下茂 奉文	887,900	88.79
下茂 和子	52,000	5.20
浜田 遵	30,000	3.00
金子 博	30,000	3.00

支配株主名	下茂 奉文
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

#### 補足説明

—
---

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	4月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、原則として行わない方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、当社取締役会での承認により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤井 寿	弁護士/公認会計士												

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 寿	—	—	弁護士並びに公認会計士としての専門知識・経験を有しており、これまでの経験と専門知識を当社のコーポレートガバナンスの充実に活かしていただくことが可能と判断し、社外取締役就任に就任いただきました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査人及び監査法人との相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成田 宗一郎	公認会計士													
徳光 悠太	公認会計士													
国近 宜裕	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成田 宗一郎	—	—	公認会計士並びに証券会社での経験を有し、経営、会計・税務、などの高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行うことができることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、

			選任しております。
徳光 悠太	—	—	公認会計士として、また、これまでの実務経験から経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行うことができることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。
国近 宜裕	—	—	公認会計士として、また、これまでの実務経験から経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行うことができることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の経営参画意識を高め、将来の業績向上に対する意欲を向上させることを目的として付与しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬は開示しておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各取締役の個別報酬額を代表取締役に一任しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務部が行っており、取締役会の資料や会計資料の証憑、議事録等の必要書類の事前の提供を行うとともに、必要に応じて説明を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>(1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役4名(うち、社外取締役1名)で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。</p> <p>(2) 監査役会</p> <p>当社は監査役を3名(うち、社外監査役3名)選任しており、毎月の監査役会の開催と取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務執行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。</p> <p>また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。</p> <p>(3) 内部監査</p> <p>当社の内部監査は、内部監査人を主管とし、担当者2名を配置して業務に関する監査を実施しております。また、内部監査人に対する内部監査は総務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査人から社長に対し、報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。</p> <p>(4) リスク・コンプライアンス委員会</p> <p>リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス体制の構築及び運用の強化を図るため、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議・検討しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として半期に1回並びに必要に応じてその都度開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項を協議しております。(委員長:代表取締役社長、その他構成員:取締役2名、社外取締役1名、総務部長、内部監査人、社外監査役3名)</p>
--

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容や企業規模から、監査役会設置会社が最適であると判断しております。また、社外取締役1名、社外監査役3名を選任することで、取締役の業務執行に対する牽制及び監督機能の向上を図っております。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の株主の状況を鑑み、可能な限り早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の実施時期は7月であるため、3月決算会社の株主総会が集中する6月と比べると開催日が集中することは少ないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社 IR サイトに掲載予定です。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項と考えております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR サイトを設け掲載しております。 (url: <a href="https://www.mdb.co.jp/ir">https://www.mdb.co.jp/ir</a> )
IR に関する部署(担当者)の設置	総務部長を責任者とし、総務部を担当部署として、IR 活動を行っております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守管理規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちは、環境への責任とサステナビリティを重視し、持続可能なビジネスモデルの構築に努めています。再生可能エネルギーの活用やデジタル化・リモートワークの促進など、全社員の環境意識の向上と継続的な改善を図っています。 サステナビリティへの取組みについては、ステークホルダーとのコミュニケーション向上に向けコーポレートサイトに掲載しております。 (url: <a href="https://www.mdb.co.jp/sustainability">https://www.mdb.co.jp/sustainability</a> )
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

### IV. 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a)当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、法令遵守管理規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。</p> <p>(b)取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。</p> <p>(c)コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。</p> <p>(d)内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。</p> <p>(e)リスク・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会に報告を行います。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(a)取締役の職務執行に係る情報については、各種規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。 また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。</p> <p>(b)情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。</p>
---

(c)個人情報につきましては「個人情報管理基本規程」に基づき、厳重に管理しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、リスク・コンプライアンス委員会委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。

(b)当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

### 5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

### 8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、随時意見交換会を開催します。

#### 9. 内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に確認・運用し、必要な是正を行います。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。

・具体的には、「反社勢力対策規程」において反社会的勢力に対する基本方針について明文化し、行動指針としております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・反社会的勢力の排除を推進するために総務部長を責任者と定め、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して事前のチェックを行っております。

#### V. その他

##### 1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

##### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制のフローに模式図を参考資料として添付しております。



(2) 適時開示体制の概要

